松戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例の制定について

松戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例を別紙のように定める。

令和元年9月2日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に係る省令の改正を踏まえ、 本市における同基準を整備するため。 松戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条 例の一部を改正する条例

松戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年松戸市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「適用しない」の次に「こととする」を加える。

第16条第2項第3号中「、乳幼児」を「、利用乳幼児」に改め、「。附則 第3項において同じ」を削る。

第23条第2項第4号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の2 0第1項第3号」に改める。

附則第3項中「(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)」を削り、附則第4項中「5年」を「10年」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。